

ラテン・アメリカの社会経済構造と経済発展

KAWAI, Tsuneo / カワイ, ツネオ / 河合, 恒生

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

15

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

31

(終了ページ / End Page)

72

(発行年 / Year)

1969-01-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017835>

ラテン・アメリカの社会経済構造と経済発展

河合 恒 生

目 次

まえがき

第一章 社会経済構造の主要な特徴——大土地所有制——

第二章 帝国主義と大土地所有制

第三章 資本主義の発展と前資本制遺制

第四章 ラテン・アメリカの経済発展をめぐる二つの道

む す び

ま え が き

現在、日本において「後進国開発論」の研究が、ブルジョア的な立場からさかんに行なわれている。このような状況の中で、ブルジョア的な「後進国開発論」を批判し、その克服の方向をさぐるうとする研究も進んでいる。この研究は現在重要な意義をもっているが、その必要にこたえるだけ十分な成果をあげていないとはいえない。

わたしは、ブルジョア的な「後進国開発論」を批判するさいに、その論旨を紹介し、理論的欠陥と特徴を指摘する

研究に、さらに具体的、実証的事実によって批判する研究がつけくわえられるべきであると思う。

この論文ではこの観点から、具体的実証的に、後進国の社会経済構造を分析してみたい。後進国では、帝国主義と大地主の支配によって工業の発展が阻止され、農業が主要な産業の地位をしめてきた。従って農業に後進国の政治経済の矛盾が集中的にあらわれている。

現在ラテン・アメリカの農業において、基本的には二つの路線をめぐる激しい対立、矛盾が表面化してきている。その一つは地主的ブルジョア化の道であり、もう一つは民族民主革命を通じた社会主義の道である。

この論文では、ラテン・アメリカに支配的な大土地所有制度の状況を分析し、歴史的には、どのような発展をとげてきているかを明らかにすることによって、地主的ブルジョア化と前資本制遺制の特徴をとらえる事を目ざした。

このことはラテン・アメリカの社会経済の発展のためには、プロレタリアートと農民の同盟にもとずいて、徹底した土地改革を中心とする民族民主革命を完遂し、社会主義社会をつくりあげていく以外にない事を明らかにするために重要である。

第一章 社会経済構造の主要な特徴——大土地所有制——

一、大土地所有の現状

現在でもなおラテン・アメリカでは大土地所有制度が支配的である。

第一表からもわかるように、ラテン・アメリカでは、一方の極に少数の巨大土地所有者が存在し、他方の極に多数

第1表 ラテン・アメリカにおける土地所有状況

面積別分類	経営数		所有面積		1経営あたり平均所有面積
	単位千	%	単位百万ha	%	
～ 20ha	5427.7	72.6	27.6	3.7	5ha以下
20～ 100ha	1350.3	18.0	60.4	8.4	45ha
100～1,000ha	592.3	7.9	166.2	23.0	2,900ha
1,000ha～	11.4	1.5	469.4	64.9	41,000ha
総計	7406.7	100	723.1	100	—

注 総計には50年代に国勢調査を行なった17カ国が含まれている。

資料 Экономические Проблемы Стран Латинской Америки. 1963. p221

の零細土地所有者^(注1)あるいは、土地をほとんどもたない農民が存在している。二〇ヘクタール以下の七二・六パーセントの経営が全所有地面積のわずかに三・七パーセントの土地しか所有していないのに対し、一・五パーセントの一〇〇〇ヘクタールをこえる土地を所有する経営が全所有地面積の六四・九パーセントを所有している。

このような状況はラテン・アメリカ諸国に一般的にみられるものである。第二表は経営の性質などの点で不十分ではあるがその状況をかなり明らかに知る事ができる。

これらの表は五〇年代のラテン・アメリカの国勢調査にもとづいて作成されたもので、資料の古さが指摘されよう。しかし一九五〇年のブラジルの調査と一九六〇年の調査をくらべてみると第三表に示されるように多少の変化はみられるが、基本的な土地所有構造にはさして変化がみられない。またペルーの一九六一年の国勢調査によると第四表のような結果がえられた。ペルーにおける両極のはげしい差は六一年以後土地改革が進展していないので大きな変化をとげたと考えすることはできない。また、たとえばラテン・アメリカで、ブルジョア革命が激しくたたかわれたメキシコを例にとってみても、一九一〇年代に二〇ヘクタール以下

第2表

ラテン・アメリカにおけるラティフンディアとミニフンディア

国名	10 ha 以下		1,000 ha 以上	
	経営数(%)	面積(%)	経営数(%)	面積(%)
ブラジル (a) (1960年)	44.8	2.2	1.0	47.3
コロンビア (b) (1960年)	76.7	8.7	0.2	30.7
エクアドル (c) (1954年)	83.7	11.7	0.2	37.7
ニカラグア (d) (1952年)	(2) 51.5	(2) 5.6	(3) 0.7	(3) 32.8
グアテマラ (e) (1950年)	(4) 96.1	(4) 22.7	(5) 0.2	(5) 40.8
ペルー (f) (1961年)	(1) 95.8	(1) 10.4	0.2	69.9
チリ (g) (1955年)	50.1	0.8	2.2	73.2
アルゼンチン (h) (1952年)	41.8	1.1	(6) 10.3	(6) 83.6
ボリビア (h) (1950年)	(7) 78.0	(7) 1.0	(6) 6.0	(6) 92.0
ベネズエラ (h) (1956年)	80.1	3.9	(6) 2.5	(6) 82.0
ホンデュラス (h) (1952年)	75.0	16.1	(6) 0.3	(6) 28.3
ドミニカ共和国 (h) (1950年)	88.3	23.3	(6) 0.1	(6) 28.9
コスタリカ (h) (1950年)	44.1	2.9	(6) 1.4	(6) 47.6
メキシコ (h) (1950年)	80.2	1.9	(6) 1.3	(6) 81.0
パナマ (h) (1950年)	72.5	18.2	(6) 0.2	(6) 18.1
エル・サルバドル (h) (1950年)	88.6	18.9	(6) 0.1	(6) 27.6
ウルグアイ (h) (1951年)	25.8	0.7	(6) 8.3	(6) 70.8

表注

- (1) 20ha以下
- (2) 0.7~14ha
- (3) 700ha以上
- (4) 22ha以下
- (5) 897ha以上
- (6) 500ha以上
- (7) 5ha以下

資料

- (a) Panorama Económico Latinoamericano (=PEL) No.213, 1967.
- (b) Э. Литаврина: Колумбия. Издательство «Мысль» Москва, 1967. p35
- (c) PEL No. 208. 1967. および Экономические Проблемы Стран Латинской Америки; op. cit., p 500
- (d) PEL No. 232. 1968
- (e) PEL No. 206. 1967
- (f) PEL No. 213. 1967
- (g) PEL No. 215. 1967
- (h) Экономические Проблемы Стран Латинской Америки; op. cit., p 500

第3表 1950年と1960年のブラジルの土地所有状況

規模別分類	1950年		1960年	
	経営数 (%)	面積 (%)	経営数 (%)	面積 (%)
～ 20ha	51.1	3.4	61.1	5.1
20 ～ 100ha	34.3	13.1	28.3	15.1
100 ～1,000ha	13.0	} 83.5	9.4	} 79.8
1,000 ～	1.6		1.0	

資料：1950年の統計は Экономические Проблемы Стран Латинской Америки op. cit., p 500 より作成

1960年の統計は Panorama Económico Latinoamericano, No.214, 1967 p13 より作成

第4表 ペールにおける土地所有状況 (1961年)

規模別分類	経営数 (%)	面積 (%)
～ 20ha	95.8	10.4
20 ～ 100ha	2.9	5.3
100 ～1,000ha	1.1	14.4
1,000 ～	0.2	69.9

資料 Panorama Económico Latinoamericano, No.213, 1967 p12 より作成

の土地を所有する八二・六パーセントの経営は、三・六パーセントの土地しか所有していなかった。しかし一九五〇年の調査によると、五〇〇ヘクタール以上の一・三パーセントの経営が、八一パーセントの土地を所有しているという状況で、根本的な土地所有制度の変革がいまだになされていらない事を示している。^(注2)

他国にくらべより徹底したブルジョア革命を経験したメキシコがこのような状況である。まして革命に失敗したグアテマラやボリビアの革命は、土地所有制度に根本的な変化をもたらすことができないままに反動体制が再建されていった。従ってキューバを除くラテン・アメリカ全体において、大土地所有制度の支配はまだ少しもゆらいでいない。

二、大土地所有制の生成と発展

W・Z・フォスターによると一五三四年の南アメリカの地図は、スペイン領が五つにわけられ、ヌエバ・アンダルシアをのぞいた他の四地域は、四人の地主によって所有されていたという事であるが、^(注3)一五八〇年になると、ペドロ

・デ・メンドサの所有地であったリオ・デ・ラ・プラタ流域（現在のアルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、南部ブラジル）は、六四人の地主に分配された。^(注4)ポルトガル領ブラジルでも、スペイン領と同様に、土地を少数のものが

占有し、富裕な専制的地主階級が生まれた。例えば一五三四年には、ブラジルは一三の総督領にわかれ、一部の貴族がそれを所有していた。また一八世紀末には、リオ・グランデ・ド・スールのおもな地域に七二七二ヘクタールから三万六三六〇ヘクタールの土地をもつ五三九人の大土地所有者がいたといわれる。^(注5)

フォスターは次のようにいっている。

「いろいろな植民国家は、封建的大所有地をつくりだして、土地所有者の手に決定的な植民地の政治権力を託したばかりでなく、土地の細分をふせぐため土地所有者全体に、世襲財産制と長子相続制のまったく封建的な権利をつけて

やったのである。こうした中世的制約のために、所有地を税金や負債のために差押えられたり売られたりすることはできず、土地はその所有者の死と同時に全部長男にうつるので、まったくそこなわれずにのこった。すべての国の植民地に、ほとんど共通してあったこうした封建的な諸法律は、アメリカ諸国の政治的独立の時代まで、あるいはそれ以上もつづいたのである。^(注6)」

こうしてつくりだされた大土地所有制度の最初の形態はレパルティミエント (repartimiento) とエンコミエンダ (encomienda) であった。両者はもともと同じ意味であるが、レパルティミエントは、エンコミエンダより先にあった制度である。

エンコミエンダのもとでは、エンコメンデーロ (エンコミエンダの所有者) は、すくなくともこの制度の初期の段階では、土地や労役者の所有権はもっておらず、ただ土地の使用権と管理権のみをもっていた。原住民のインディオは自分の土地で労働し、エンコメンデーロの保護への代償として、貢納と賦役の義務をもっていた。^(注7)

しかし一六世紀後半以後、領主直営の農場アシエンダ (hacienda) が、しだいに拡大された。この制度ではアセンドアド (アシエンダの所有者) が土地の所有権と永続的な農場労働者を確保していた。巨大土地所有のうちの大部分がこのアシエンダ型に属しているが、一部にはこのアシエンダが転化して、賃労働にもとづく農場経営をおこなっているプランテーションも存在している。

これらの大土地所有制度の性格をどのように規定するのか、つまり生産関係をどの様に規定するかという問題は非常に重要な問題である。さらにくわしく考察するために資本主義の発展の歴史との関係について若干ふれておく必要がある。

植民地における大土地所有制度は、植民地の性格上、資本のいわゆる本源的蓄積の時代との深いかわりあいのもとにつくりだされた。マルクスは資本の本源的蓄積の主要な槓杆の一つとして植民制度をあげ、次のようにいっている。

「アメリカにおける金銀産地の発見、土着民の絶滅・奴隷化・および鉱山への埋没、東インドにおける征服と掠奪の開始、アフリカの商業的黒人狩猟場化、——これらは、資本制的生産時代の曙光を示すものである。」^(注。)

ヨーロッパで資本主義時代がまさに始まろうとしていた時代に、ラテン・アメリカの植民地化が行なわれ、それがヨーロッパの資本主義の発展の大きな槓杆としての役割をはたした。そしてそのような時代にアメリカにおける植民地とは異なり、ラテン・アメリカではスペインの征服者たちによる大土地所有制度が、一挙に形成された。ここに指摘されなければならないひとつの問題点がある。ラテン・アメリカでこのようにしてインディオの所有していた土地を含む全大陸を占領し、そこに大土地所有制度を一挙に確立することによって、だれでも望みしだいに一片の土地を自分で手に入れるということが最初からほとんど不可能にされた。そして封建的關係において上から領土が大きく分割されていった。ここでは労働条件とその根源である土地から労働者が完全に分離された。また共同体的土地所有は非常に局限された範囲でしか存続させられなかった。

貧農、中農、富農も奴隷として大土地所有者につかえた白人、黒人、インディオの一部が、解放奴隷として土地の所有をゆるされるか、あるいは植民者へ一片の土地を与えるという形で若干形成されていくという状況であった。

このようにして形成された大土地所有者は奴隷を使用し、自給自足経済を維持していた。さらにマルクスは次のように指摘している。

「新興マニユファクチュアにたいし植民地は、販売市場と、市場独占によって強化された蓄積とを保証した。ヨーロッパ以外で直接に掠奪・奴隷化・強盗殺人によって獲得された財宝が母国へ還流して、そこで資本に転化した。植民制度を真先に完成させたオランダは、すでに一六四八年にはその商業的繁栄の頂点にあった。」^(注9)

この指摘からもわかるように植民地は母国の商業的繁栄につよく結びつけられていた。

従ってラテン・アメリカ地域で形成された大土地所有制度は当初から商業的性格をもっていたのである。フォスターはエンコムエンダ、アシエンダ、あるいはプランテーションで生産されているのは、砂糖、タバコ、綿花、コーヒー、米、茶、ココア、果実、羊毛、皮革等の商品であったといっている。^(注10)

また、J・バサントはメキシコにおけるアシエンダの研究で、マグエイ生産が市場むけであること、またアシエンダの重要な生産物である小麦とトウモロコシも商品として市場むけに生産されていることをくわしく分析している。^(注11)しかしバサントは商品生産と資本主義的生産様式を混同している。そのため封建制から資本主義への移行段階であられる雇役制度の多種多様な形態を理解できず、アシエンダを封建主義から資本主義への過渡段階にある制度として結論づけながらも混乱している。

この混乱を解くために、まず商品生産と資本主義の概念をはっきり区別すべきである。商品生産が一定の発展段階にたっして、はじめて資本主義的商品生産となる。ラテン・アメリカではフォスターもバサントも認めるように植民地化された当初から商品生産が行なわれていた。従ってここで第二に問題になるのはその商品生産はどのような性格をもち、どのような発展をしていたかという事を明確にしなければならぬという事である。そこで考慮しなければならぬのは、ラテン・アメリカに形成されていた大土地所有者たちはその歴史的背景からして商人資本、高利貸資

本としての性格をもっていたということである。

商人資本と高利貸資本は資本の最も古い形態である。そして商人資本はもっぱら商品交換の媒介のみを役割とするのである。つまり、商人資本は流通部面で機能するのである。だから商品がどのような生産様式の基礎上で生産されたかという事は商人資本にとっては問題ではない。媒介される諸々の極そのものが商品として現存するだけで十分なのである。ラテン・アメリカでは半封建的な制度と奴隷労働と自給的経済を基礎にしながら商品が生産されていたわけであるが、それにはかかわりなく、極にある商品の運動を商人資本は本国との関係において媒介したのである。

このような商人資本が自主的に、優勢に発展しているということは、生産が資本のもとに従属しないこと、つまり資本がそれにとって無縁で、それから独立する社会的生産形態の基礎上で発展するということである。それだけではなく商人資本の自立的発展は、社会の一般的経済発展を阻止するのである。未発展な生産諸様式のもとで生産される剰余生産物の主要部分が商人資本の確立する略奪制度のために収奪されるからである。

高利貸資本もその支配する生産者たちの最も必要な生活維持手段をこえるすべての剰余価値を吸収する。そして労働を直接に自己に従属させず、したがって産業資本としては労働に対応しない。本質的に労働諸条件にたいする生産者の所有または占有を前提としているのである。そのため高利貸資本はそのよって立つ生産様式を貧困化させ、生産諸力の発展を麻痺させ、その悲惨な状態を永遠化するのである。その中高利貸は労働諸条件そのもの^(注12)にたいする所有名義を獲得していき、高利貸自身が大土地所有者、奴隷所有者になっていくのである。

ラテン・アメリカにおける大土地所有者はこの商人資本、高利資本の傾向を強くもっていた。そしてその強力な支配は、ラテン・アメリカにおいて商人が直接に生産を占領する過程を進行させた。彼らは旧生産様式を变革する動機

をほとんどもたず、むしろそれを保存していくのである。しかし他方で商人資本の存在およびそのある程度の発展そのものが、資本制的生産様式の歴史的前提である貨幣財産の集積と商品経済の発展をもたらした。この発展は「絶対的な不可避性」^(注13)をもって、前資本制遺制のあとしまつをつけるのである。しかしラテン・アメリカで進行したのは、商人資本・高利貸資本が直接に生産を占領する、地主的ブルジョア化の道であった。従ってラテン・アメリカのブルジョア化は、可能なかぎり、あらゆる前資本制遺制を維持しようとしただけでなく「生産力のもっとも緩慢な発展、資本主義の発展の渋滞を意味し、広範な農民大衆の、したがってまたプロレタリアートの測りしれないほどはるかに

^(注14)はなはなだしい困窮と苦悩、搾取と抑圧」を意味した。

注

第一章

- 1 ラテン・アメリカでは大土地所有者・ラティフンディスタに対し、零細土地所有者はミニフンディスタといわれる。これは小農とは異なる性格のものである。第三章参照。
- 2 Академия Наук СССР, Экономические Проблемы Стран Латинской Америки.
(以下 CCR と略) Москва, 1963 p 500
- 3 W・Z・フォスター著・山辺健太郎訳『アメリカ政治史概説』上巻七四ページ
- 4 同書八〇ページ
- 5 同書八一ページ
- 6 同書八三ページ
- 7 同書八四ページ
- 8 『資本論』長谷部訳青木書店、第一部下冊一一四三ページ
- 9 同書一一四七ページ

ラテン・アメリカの社会経済構造と経済発展

- 10 フォスター前掲書八六―九二ページ
- 11 Jan Bazant, *Feudalismo y Capitalismo en la Historia de Mexico. El trimestre Económico*, Vol. 17 Núm 1, Enero—Marzo 1950
- 12 商人資本・高利貸資本については『資本論』前掲書第三部上册第四篇第二十章「商人資本に関する歴史的考察」第三部下冊第五篇第三十六章「先資本制的なるもの」参照。
- 13 レーニン全集第十三卷二三四ページ
- 14 同書二三九ページ

第二章 帝国主義と大土地所有制

帝国主義の基本的特質は、金融資本の支配であり、「最大級の企業家たちの独占団体」^(注1)の支配である。この金融資本は、すべての原料資源を一手ににぎっているときにもっとも強固になる。かれらにとっては、すでに開発された原料資源だけでなく「ありうべき資源」^(注2)もまた重要な意義をもつ。「ここからして、経済的領土の拡張にたいする。さらには領土一般の拡張にたいする、金融資本の熱望が不可避免的に生じる。」^(注3)のである。金融資本は、それが「どのような土地であろうと、どこにであろうと、どんな手段によろうと、できるだけ多くの土地を略取しようと努力するのである。」^(注4)

ラテン・アメリカにおける帝国主義諸国の土地略奪の歴史は、一九世紀後半から始まった。アメリカによるメキシコの領土の約半分におよぶ略取（一八四八年）をかわきりに、イギリス帝国主義、アメリカ帝国主義の土地の略取は

あらゆる策動をもって行なわれた。

フォスターは、ラテン・アメリカに対するイギリスの投資が、すでに一八七八年に二七〇万ポンドにたっし、一八九一年には一億六七〇〇万ポンド、一九二〇年代には一〇億ポンドにたっしたとのべている。^(注5)

また、アメリカ帝国主義はラテン・アメリカの鉱業に、特に関心をほらい、一九五〇年代末には、ラテン・アメリカの鉱産物の大半をアメリカの資本家が所有するという状況があらわれた。^(注6)

その他、イギリス、アメリカに比して、わずかではあるがカナダ、ドイツ、フランス、イタリア各国がラテン・アメリカに投資していた。一九三二年の外国投資総額は一〇三億ドルにたっしていた。^(注7) これらの投資は常に土地略取と結びついていた。

ラテン・アメリカでは前章でみたように、半封建的性格のより強いエンコミエンダから、より商品経済の発展した地主経営としてのアシエンダへの移行がおこなわれ、それらのアシエンダのよりいっそうの発展のためには、スペイン、ポルトガルの植民地のくびきからぬけだし、独立する事が必要であった。一九世紀初頭に、スペイン領アメリカでおこった独立運動、およびその後のアセンダードと帝国主義の関係について木田和男は次のように言っている。

「一九世紀初頭にナポレオンのイベリア半島侵入を契機としておこった、スペイン領アメリカにおける独立運動は……中略……ブルジョア革命ではけっしてなかった。したがって、独立達成後の地主的農業は、イギリス産業革命を起点とする世界貿易の飛躍的増大におうじて、絶対王政の支配をはなれたインディオ共同体の土地をきわめて広大な規模で収奪し、債務奴隷制を強化しながら発展した。このアシエンダへの土地集移の過程は、帝国主義段階にはいって、農産物の供給源としてのラテン・アメリカ地域の重要性がいっそうたかまるにつれ、跛行的なモノカルチュア経

第5表 キューバにおけるアメリカ砂糖会社の土地所有状況

キューバン・アトランティック・シュガー・カンパニー	284,401ha
キューバン・アメリカン・シュガー・カンパニー	143,862ha
アメリカン・シュガー・レファイナリー・カンパニー	136,750ha
ユナイテッド・フルーツ・カンパニー	109,480ha
ウエスト・インディーズ・シュガー・カンパニー	109,146ha
ベルティエンテス・カマグエイ・シュガー・カンパニー	106,595ha
マナチ・シュガー・カンパニー	78,252ha
フランシスコ・シュガー・カンパニー	71,705ha
ザ・キューバン・カンパニー	68,388ha
プンタ・アレグレ・シュガー・カンパニー	46,594ha
キューバン・トレイディング・カンパニー	29,148ha
グァンタナモ・シュガー・カンパニー	12,695ha
ソレダー・シュガー・ミル	11,998ha
計	1,209,015ha

ラテン・アメリカの社会経済構造と経済発展

資料 Carlos Rafael Rodríguez, Four Years of Agrarian Reform, Republic of Cuba, Ministry of Foreign Relation. p6

済を拡大再生産しつづけます促進され、ここに、異常なまでに巨大な土地所有が生ずることになった。^(注8)

このように帝国主義はアセンドラドを従属させ、その土地を、直接、間接に支配していった。

キューバでは、バチスタ独裁時代にキューバで最良の土地の二五パーセントはアメリカの所有地であった。アメリカの砂糖会社の所有するほとんど全部の土地が、五〇〇〇ヘクタールをこえる一一四の経営の中に含まれ、そのうち九社で総計一三四万ヘクタールをこえる土地を所有していた。^(注9)

(第五表参照)

ブラス・ロカは、キューバについて「アメリカの会社は同時に大土地所有者、銀行家、封地所有者〔Estate owners〕、大畜

産業者、企業主、商人であった。農地改革は、隷屬的小作制度で農民を収奪していた半封建的大土地所有者の財産ばかりでなく、最良の可耕地の約三分の一を所有していたアメリカ独占資本家にひびいた。^(注10)」といっている。

その他のラテン・アメリカ諸国でもこの傾向がみられる。

アメリカの「ユナイテッド・フルーツ・カンパニー」はホンジュラス、グアテマラ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、コロンビア、ベネズエラ、エクアドル等の国々の最も肥沃な、最も地理的にすぐれた土地を一〇〇万ヘクタール以上所有し、ほとんど使用せずに放置している。一九六〇年十二月末の調査によると二〇万ヘクタールだけが使用されていたといふ。^(注11)

また「アンダーソン・クレイトン・アンド・カンパニー」はラテン・アメリカの綿花生産を支配しているが、その支配する三五の会社のうち三〇までがブラジル、アルゼンチン、ペルー、パラグアイ等の国々で活動し、巨大な面積の土地を所有している。^(注12)

メキシコではアメリカの「リチャードソン・カンパニー」がヤキ河にそった地域の土地三〇万ヘクタールを所有していた。「コロラド・リヴァー・ランド・カンパニー」は三二万五〇〇〇ヘクタール、「パロマス・ランド・アンド・キャトル・カンパニー」は八〇万ヘクタールの土地を所有していた。一九一〇年から一九一七年のメキシコ革命は外国会社の土地を没収したが、現在でもまだ多くの土地がアメリカの会社の所有になっている。^(注13)

アルゼンチンではイギリスの会社が五万ヘクタール、一〇万ヘクタール、時には一〇〇万ヘクタールを越す土地を所有している。たとえば「アルゼンチン・ランド・カンパニー」は二二万四〇〇〇ヘクタール、「フォレスタル」は一〇〇万ヘクタール以上の土地をもっている。アメリカの「スタンダード・オイル」系の一会社は一七〇万ヘクタール

第6表 ペルーにおける主要外国会社の土地所有状況

会社名	所有面積(ha)	耕地(ha)	使用目的
Grace & Co.	7,309	5,196	砂糖
Gildemeister & Co.	525,131	32,213	砂糖, 牧場
W. & J. Lockett	—	3,875	砂糖
Anderson Clayton Co.	—	900	綿花
Alexander Eccles & Co.	—	700	綿花
Cerro de Pasco	320,000	—	牧場
Peruviau Co Ltda	475,758	—	コーヒー
Le Torneaer Inc.	400,000	—	牧場

資料 PEL No. 199

ルの土地をメンドーサ州にもっていた。またサンタ・フェ州に「キング・ランチ」が一万ヘクタールの土地をもっていた他、コリエンテス州に四万ヘクタールの土地をもっていた。またドイツ系の「ベッセルグ」は二五万ヘクタールの土地をもっていた。^(注14)

ペルーでは「グレイス・アンド・カンパニー」「セルロ・デ・パスコ銅会社」「ペルビアン・コーポレーション」その他の外国会社が巨大な土地を所有している。(第六表参照)

このような帝国主義による土地の略奪は、いわゆる「伝統的社会」を外から破壊する「植民帝国」の「積極的役割」としてえがく事はできない。^(注15)むしろ帝国主義国は、現地の大地主と結合して、古い生産関係をできるだけ維持しつつ、地主的ブルジョア化を進行させる事に利益をみいだす。この過程は半封建的なアシエンダから、賃労働を雇用して商品生産をおこなうプランテーションを生みだしていく。^(注16)

しかしこの過程は農民の生活条件の向上を意味しない。帝国主義との結びつきで、より買弁化した大地主たちの支配のもとに、農民はますます土地をうばわれ、大多数は半農奴的状况の中で搾取を強

化される。帝国主義と大地主の支配は一体のものであり、切りはなすことはできない。

注

第二章

- 1 レーニン全集 第二十二巻 三〇〇ページ
- 2 同書 三〇二ページ
- 3 同書 三〇二ページ
- 4 同書 三〇二ページ
- 5 フォスター前掲書 三七二ページ
- 6 同書 三七三ページ
- 7 同書 三七三ページ
- 8 木田和男「ラテン・アメリカにおける土地所有形態的特質」『関西大学商業論集』第九巻第一号 六二ページ
- 9 Carlos Rafael Rodriguez, *Four Years of Agrarian Reform. Republic of Cuba, Ministry of Foreign Relations*, p 6
- 10 ブラス・ロカ「キューバにおける階級闘争の発展の若干の局面」『平和と社会主義の諸問題』一九六五年二月号七ページ
「」内は筆者。
- 11 CCCP, op. cit., pp258~268
- 12 *ibid.*
- 13 *ibid.*
- 14 *ibid.*
- 15 W. W. Rostow, *The Stages of Economic Growth. A non-Communist Manifesto*, pp 17-35 木村健康他訳『経済成長の諸段階』二四―四八ページ参照。
- 16 木田和雄・前掲論文 六六ページ

第三章 資本主義の発展と前資本制遺制

前章でラテン・アメリカの社会・経済発展を阻止するものとしての大土地所有制と帝国主義の支配についてふれたが、ここでラテン・アメリカの社会経済構造を特徴づけるさいに、二つの誤った見解を指摘しなければならない。その一つは資本主義がラテン・アメリカの農村に浸透したことを否認する誤りであり、もう一つは前資本制遺制の存在を否認する誤りである。^(注1)

それを証明するために、われわれがラテン・アメリカの社会階級の中で明らかにしなければならないのは、「農民」の概念である。ルイス・フィゲロアは次のように言っている。

「われわれは、しばしば農村のあらゆる住民を誤って『農民』という言葉にまとめている。このことは、ときとして、誤った方法と戦術の採用をもたらししている。農業が主要な経済部門となっているいくつかの国では、雇農、季節労働者または農業労働者が、勤労者の大多数を占めているが、これらはプロレタリアートの構成部分である。かれらは、農業作業に従事するだけでなく、また建物や道路の建設などに働いている。勤労者のこれらのグループと、土地をもたない農民、またはその地所では家族の食料を確保することのできない、土地をすこししかもたない農民との類似点および相違点はどこにあるか。われわれは、理論的にも、実践的結論の面でも、この問題をまだ解決していない^(注2)と思われる。」

この問題点の指摘は農業における資本主義の発展を分析するうえで重要である。

第7表 ラテン・アメリカの農業労働者(1950年代のセンサスによる)

	プロレタリアートにせめる農業労働者の割合(%)	農業就業人口にせめる農業労働者の割合(%)
アルゼンチン	38.1	67.8
ボリビア	43.6	12.2
ブラジル	58.5	34.4
ベネズエラ	48.4	35.1
ハイチ	88.9	14.8
グアテマラ	76.8	27.0
ホンデュラス	85.5	29.0
ドミニカ共和国	79.4	33.0
コロンビア	67.3	41.9
コスタ・リカ	73.8	59.7
キューバ(1946年)	63.8	62.3
メキシコ	63.3	29.3
ニカラグア	81.1	47.9
パナマ	39.4	9.8
パラグアイ	48.0	10.2
ペルー	62.8	32.7
エル・サルバドル	78.2	49.2
チリ	49.3	67.7
エクアドル	72.1	31.1
ウルグアイ	45.5	34.7
平均	57.0	37.0

一、農業労働者

ラテン・アメリカでの農業における賃金労働の発展は、重要な最近の傾向としてあげることができる。第七表によると、プロレタリアートにせめる農業労働者の割合は平均五七パーセントにたっている。またたとえばコロンビアには一三〇万人の農業労働者がおり、メキシコには一七〇万人、ペルーには五〇万人以上、グアテマラには一二万人、プエルトリコには一八万五〇〇〇人の農業労働者がいた。^(注3)

ブラジルでは一九四〇年に一二〇万人、一九五〇年には三七〇万人、一九五八年には四五〇万人の農業労働者、日

雇労働者がいた。アルゼンチンでは一九六二年に一三〇万人の農業労働者がいた。^(注4)

五〇年代の調査によるとラテン・アメリカ全体で約一一〇〇万人の農業労働者がおり、全労働者階級の五七パーセントを形成していた。最近では一四〇〇万から一五〇〇万人になっているといわれる。^(注5)

この傾向は農業における資本主義の発展を示している。しかしこの賃金労働者は近代的農業企業に雇用された農業プロレタリアートとは異なって、前資本制的遺制に支配され、きわめて劣悪な労働条件の中におかれている。

チャールズ・ワグリーはラテン・アメリカの「農民」をどう規定するかという問題で興味ある指摘をしている。

一、ラテン・アメリカの農民には共同体的土地所有の一員であるもの、個人的土地所有者、シェアロッパー、スクォッター（不法土地占拠者）などが含まれる。

二、彼らは日用品を作る職人でもあり、商人的性格ももっていると同時に、季節的に賃金労働にも従事する。

三、農民はおもに自給食料を生産する。たとえばとうもろこし、ポテト、小麦、マニオク等。しかし余剰農産物は^(注6) 売買されている。

またリチャード・N・アダムスは、農村労働の種類を農民同志の互恵的労働交換、農民の一時的賃労働、プランテーション・プロレタリアートとしての賃労働、アシエンダ・コロノ、あるいは賦役といった土地と交換に労働・生産物を提供する労働、鉱山賃金労働、森林での労働、ゴム採取労働等の季節賃金労働、農村地帯の工業労働というようなものをあげている。^(注7)

またルネ・デュモンがコロンビアのボゴタ郊外の一人のインディオ・ペオンの家族について調査したところによると、彼は六・四ヘクタールの土地を地主からかりて耕作し、週二回、一日十時間、地主の土地で地主のために働ら

ていた。借地にうえるものはポテト、小麦、大麦などでその他は牧場として牛やるばのために使っていた。小麦や大麦の剰余は販売されていた。自分の土地からの生産だけでは生活を維持できないので、彼は森林労働者として働らいた。^(注8)

これをもてわかるようにラテン・アメリカにおいては賃労働といってもさまざまな形態をもっていることがわかる。また小土地所有者がほとんど存在せず、奴隷労働が支配的であったため、資本主義の発展が、農民層の分解をひきおこし、それによってプロレタリアート、貧農を作りだしていくという過程をたどらなかった。奴隷労働者が直接商品経済にひきいられることによって「単なる賃金労働者」に転化されたり、奴隷労働者を零細土地所有者に転化させ、土地にしばりつけておくことによって労働者を確保する必要にせまられたのである。つまりラテン・アメリカでは小作人、農業プロレタリアートが最初からほとんど土地をもたない奴隷的な、農奴的な労働者から転化したものである。

このように奴隷的な性格を強くのこし、時にはわずかの土地と結びついて小作農的性格をもち、農奴的な労働条件に拘束され、時には季節的性格の非常につよい賃金労働者となる。これがラテン・アメリカに支配的な労働者の状況である。

レーニン^(注9)は賦役経済から資本主義経済への地主の移行について分析し、資本主義的生産にとって必要な諸条件がまだ存在せず、農民経済が地主経済から完全に分離されていなかったため、資本主義はロシアにおいて一挙に発展しなかつたし、賦役経済も一挙に消滅しえなかつたことを指摘し、そのためにただ一つ可能な経済制度として、過渡的な制度、つまり賦役制度の特徴と資本主義制度の特徴とをあわせもった雇役制度があること、しかもその過渡期には諸

形態のかぎりない多様性が存在することを指摘している。^(注10)

ロシアの場合とラテン・アメリカの場合で雇役制度といってもかなりの相違があるが、次の指摘はラテン・アメリカにおいてもあてはまる。つまりレーニンは多様性の中に二つの基本的制度として第一に役畜と農具類をもつ経営主たる農民だけが行いうる雇役、第二に農具類をなんらもない農村プロレタリアも行いうる雇役^(注11)をあげているがこれはラテン・アメリカにおいても二つの基本的農業労働である。

前者の借地に対する支払いは、現物・労役・貨幣の諸形態で行なわれるが、これはもつとも賦役経済の残存物をつよくのこし、現物経済の支配、直接的生産者の生産手段の所有、特に土地への緊縛、地主に対する農民の人格的隷属、多種多様の経済外的強制、技術がきわめて低く、停滞的狀態等の特徴をもっている。この雇役制度は商品経済が発展すればするほど衰退していく。

第二の形態の雇役制度は資本主義への直接的移行をなすものであり、きわめてとらえがたい多様の過渡形態をもつて資本主義と融合している。第一の形態から第二の形態への移行は資本主義が雇役を駆逐していく過程であらわれるのである。

しかし第二の雇役制度も雇役制度の諸特徴をそなえており、完全に資本主義的プロレタリアートとはいえない。彼らはいわば古代的、封建的、資本主義的諸要素が交錯する社会で、より資本主義的な農村プロレタリアートとしての性格をつよめつつも奴隸的、農奴的諸要素を持つ、資本主義発展の過程でうみだされる一つの経済制度の中でつくりあげられた労働者である。

この第二の形の雇役制度の下にある賃金労働者がラテン・アメリカの農村労働者の主要な部分を構成しているとい

える。

二、小作人

次に小作制度についてふれたい。

ラテン・アメリカで富農中農が非常に少いことについては先にふれた。

第八表は、経営数による分類であり、土地所有の不均等の激しさを明確にしていないうし、農業就業人口中にしめる経営所有者の数をだしていないので不完全なものである。たとえばブラジルでは八〇パーセントをこえる部分が所有者になっているが、農業就業人口中にしめる所有者の割合はわずか一六パーセントである。残りの八四パーセントは経営の所有者ではない。またここにあげられた小作人は文書による契約書をもったもののみである。ブラジルには一二六万四〇〇〇人（農業就業人口の一・二％）の契約文書をもたない小作人がいた。また七〇〇万人以上の人々、農業就業人口中にしめる六八パーセントは土地所有権をもたない農民である。その半分は農業労働者で、その約七〇パーセントは季節労働者なのである。^(注12)農民の中には季節労働にさえつけないものがある。だから就業人口の一六パーセントの所有者をのぞいた残りの八四パーセントには文書をもった小作人、文書をもたない小作人、スクウォッター、農業労働者、家内労働者などが含まれている。

第八表で所有者の割合の最も高い国の一つであるブラジルにおいてさえこのような状況である。所有者の中には大土地所有者、富農、中農、貧農が含まれているわけであるが、その中でも圧倒的力をもつものは大土地所有者である。農業労働者をのぞくと主要な労働者として小作人およびスクウォッターが存在するが、彼らはどのような状況におかれているだろうか。

第8表 所有形態別経営数および所有面積

国名	経営数 (単位千)	所有形態による分類 (%)				面積 (単位百 ha)	所有形態による分類 (%)			
		所有者	小作人	スクワター	その他		所有者	小作人	スクワター	その他
アルゼンチン	564.9	38.0	36.4	—	25.6	200.2	37.8	39.8	—	22.4
ブラジル	2064.5	80.8	9.1	10.1	—	233.7	90.1	5.6	4.3	—
チリ	151.1	—	—	—	—	27.7	70.1	22.8	3.9	3.2
ホンデュラス	156.1	21.3	12.6	11.0	55.1	2.5	46.3	3.6	5.3	44.8
グアテマラ	341.2	48.3	16.4	3.9	31.4	3.6	74.5	2.8	1.2	21.5
ドミニカ共和国	276.8	60.2	1.7	—	38.1	2.3	58.0	0.9	—	41.1
コロンビア	1208.9	60.0	30.0	10.0	—	—	—	10.0	—	—
コスタリカ	43.1	81.1	3.6	—	15.3	2.6	89.7	0.9	—	9.4
メキシコ	2918.5	40.6	4.6	1.6	53.2	145.5	63.2	9.2	0.8	26.8
パナマ	85.5	14.1	9.3	67.3	9.3	1.2	38.9	7.4	39.7	14.0
エル・サルバドル	174.2	62.9	18.1	19.0	—	1.5	92.2	5.2	—	2.6
ウルグアイ	85.3	50.2	34.7	3.1	12.0	17.0	40.3	33.0	0.6	26.1
ベネズエラ	248.7	41.5	20.0	36.0	2.5	22.8	—	—	—	—
エクアドル	344.2	67.9	9.0	—	23.1	6.0	81.4	8.3	—	10.3
キューバ	160.0	36.3	53.9	8.6	1.2	9.1	58.0	38.5	2.7	0.8
パラグアイ	94.5	15.9	6.6	63.0	14.5	—	—	—	—	—

資料 CACP, op. cit., p 232

ブラジルには一九六〇年推計によると、シェアロッパーと農業労働者はあわせて一三〇〇万人いた。ブラジルのシェアロッパーは砂糖工場と同時にうみだされ、工場の土地で野菜や家畜などの消費物資の生産をしていた。解放

奴隷も大量にこの層に流入し、ブラジルではシェアカロッパーが非常に多いのである。彼らは一片の土地を地主からかりることによって、その生産物の三分の一から二分の一以上取りあげられる。シェアカロッパーはたいいの場合生産手段は何らもたず、農具、種子その他は地主から借りる。たとえ馬や牛を彼らもっていたとしても、そのための飼料は地主から買わされるか、あるいはその飼料のために地主に対して特別の労働の提供が行なわれる。シェアカロッパーは土地所有権を得る可能性をうばわれてはいないが、地主は法律や強力によってできるかぎりその可能性を阻止している。ブラジルではシェアカロッパーとスクウォッターをあわせると二〇〇万家族以上にたつする。シェアカロッパーは一〇〇〇ヘクタールから一〇〇〇ヘクタールのプランテーションあるいはファゼンダでもっとも多く働らいており、農業労働者としてシェアカロッパーの約五〇%を集中している。この規模の経営はブラジルでは他の規模の経営にくらべて資本主義的傾向が強いところである。そこには国の所有する牛の約四五パーセントが集中している。^(注13)このように発展した経営にシェアカロッパーも集中しているのである。このことはシェアカロッパーが雇役制度の下にあることを示している。物納地代よりも貨幣地代がブラジルでは支配的であるということはさらにそのことを証明するものである。また小作期間が非常に短期間であるという特徴をもっている。調査の結果によると五六パーセントは二年をこえず、その半分は一年契約で土地をかりていた。小作人は従って非常に流動性がはげしく、遊牧民といわれているほどである。このことは、小作人はむしろプロレタリア的性格をもっていることを示している。

このような状況はラテン・アメリカ各国でみられる。

エクアドルではウアシプンゴ(Huasipungo)とよばれる農民のかなりの部分が、地主からかりた土地を耕すと同時に、週四日からときには六日間も地主の土地で働らく義務をおわされる。そしてその労働のために一日五米セントうけ

とるのである。彼らは生産手段はほとんどもっておらず、手労働によって借りた土地から若干の生産をあげている。^(注14)このような農民が小作人の六五パーセント、一二〇万人におよんでおり、年間の平均所得は一五ドルをこえない。

グアテマラにおいてもコロノ (colono) とよばれる農民層は土地を地主からかりるかわりに、地主の土地を耕作し、わずかの労賃をうけとっている。ここでは自分の生産物の一部をも地主にひきわたさなければならぬ。たとえばサンメルロスのマラカタンの農民は一日〇・二五ケツァール (〇・二五米ドル) の賃金とわずかの土地をうけとるが、そのかわりに地主の土地を年四五日無料で耕作し、そのうえ自分のかりた土地からの収穫の四分の一を地主に提供することを義務づけられている。^(注15)

ペルーでは土地を地主からかりたヤナコーナ (yanacona) は地主の土地で週四日から五日間働き、年二〇ドルにも達しない額の賃金をうけとる。地主からかりた土地を自由に耕作する権利はなく、地主の要求するものをうえ、その収穫の一部を地主に無償でひきわたすとともに、残りの部分も売らざるをえないようにされている。ヤナコーナは地主の経営する小売店から日用品を買わなければならない。その他貨幣をかせぐために地主の都市生活に家族労働を提供している。時には地主は自分の経営にのみ通用する貨幣を発行している。^(注16)

その他に一定の地代を貨幣で支払うアレンダミエント (arrendamiento)、アパルセリーア (aparceria) と呼ばれる生産手段を地主からかりる物納小作制度やコロナート (colonato)、セマネリーア (semaneria)、等々、多種多様な小作制度が存在している。^(注17)

コロンビアでは一九六〇年にアパルセーロ (aparcerero) とよばれる小作人が全小作人の五〇パーセントをしめていた。彼らは土地だけでなく農具、農業用家畜、種子なども地主からかりる。そしてコーヒー、ココア、バナナ等の

輸出用作物、商業用作物を栽培する他に、自家消費用の穀物や大豆、じゃがいもなども栽培している。収穫の一部を地代として支払い、のこりの部分も地主に売ることを余儀なくされている。

その他ビビエンテスといわれ、土地と小屋を地主からかり、そのかわりに地主の土地で週四日から五日働らく小作制度がある。地主の土地での労働には家族もひっぱりだされる^(注18)。チリでは一九五五年のセンサスによると、農業就業人口は六六万四二四〇人であった。この中にはメディオエロ (mediero) とよばれ、土地を地主からかりてそでの生産物の半分を地主に支払う、いわゆる現物借地による小作人が含まれている。

メディオエロの他にインキリーノ (inquilino) とよばれ、住宅と一片の土地と賃金をうけとる農業労働者も含まれている。一九五五年のセンサスは農業就業人口中五〇％はインキリーノと賃金労働者からなっていたことを示した。^(注19) 大部分のメディオエロとインキリーノは五〇ヘクタール以上の富農やラティフンディストによって雇用されている。

このように、ラテン・アメリカ各国で行なわれている小作制度も農奴的性格と賃金労働者の性格が結合されている。これらの小作人は、地主から一片の土地を分与されることによってアシエンダに農村労働者としてしぼりつけられる雇役借地および現物借地制度の下にあるとあってよい。彼らはつねに先にみた農業労働者へ移行する可能性をもっているだけではなく、ラテン・アメリカではこれらの階層が常に相互に移行しあっているとみてよいであろう。農業労働者は小作人へ、小作人は農業労働者へ、そしてまたどちらともいいがたい状況におかれた農民が圧倒的多数をしめているのである。

しかし資本主義の発展はより資本のもとに直接的に従属した農業プロレタリアートをうみだしていくとともに、第一の形態の雇役制度から、第二の形態の雇役制度を支配的にしていくことは当然である。

以上ラテン・アメリカの農村労働者の状況について分析してきたが、彼らは古い生産関係の中にできるだけおしこめられながら、商品経済の中にひきずりこまれてきていることが明らかになった。帝国主義の支配はますますその傾向をつよめているが、それとともに農村労働者に対する搾取の度合はますますつよめられ、帝国主義に従属する大地主と農村労働者の矛盾はするどいものとなってきている。

注

第三章

- 1 エドアルド・A・ビエラ「ラテン・アメリカの経済情勢と革命闘争についての若干の結論」『世界政治資料』一九六八年三月月上旬号四四ページ参照
- 2 ルイス・フィゲロア「ラテン・アメリカにおける労働運動の若干の問題」『平和と社会主義の諸問題』一九六六年三月号一〇〇ページ参照
- 3 CCCP, *op.cit.*, p249
- 4 *ibid.*
- 5 *ibid.*
- 6 Edited by John J. Johnson, *Continuity and Change in Latin America*, Stanford Univ. Press, 1964 p22
- 7 *ibid.*, p50
- 8 René Dumont, *Land Alive*, Monthly Review Press, 1965 Chapter 1 参照。
- 9 「単なるプロレタリアート」についてマルクス・エンゲルスは次のようにいっている。
「封建制的生産様式からの移行は二重の仕方で行なわれる。生産者が商人兼資本家となって、農業的自然経済に対立し、また、中世的都市工業の同職組合的手工業に対立する。これは現実に革命的な仕方である。さもないければ商人が生産を直接的に占領する。あとの仕方も歴史的には移行として作用するが―中略―この仕方は、即自的にも向自的にも旧生産様式を改革することは殆んどなく、むしろ旧生産様式を保存し、自己の前提として維持する。…中略…

このやり方はいたるところで現実の資本制的生産様式を妨害するのであって、後者の発展につれて衰微する。それは生産様式を变革しないで、直接的生産者たちの状態を悪化させ、彼等を、直接に資本の支配下に包摂されたものよりも条件の劣悪な単なる賃労働者およびプロレタリアに転化させ、旧来の生産様式の基礎上で彼等の剰余労働を取得するだけである。」(傍線筆者)、『資本論』前掲書第三部上冊四七四—四七五ページ

「ここに説明するまでもなく、領有の形態はもとのままであっても、領有の特質は、上述のような経過によって、生産におとらず変革されるのである。私が自身の生産を領有するか、他人の生産物を領有するか、ということは、もちろんまったくことなつた二様の領有である。ついでにいえば、賃労働のなかには資本主義的生産様式全体がすでに萌芽としてひそんでいるのであるが、その存在はひじょうにふるい。それは、奴隸制とならんで、孤立散在した形で、数百年來おこなわれてきた。だが、

この萌芽が資本主義的生産様式に発展することができたのは、歴史的な前提諸条件がつくりだされてからのことであつた。」(傍線筆者) エンゲルス著『反デューリング論』マルクス・エンゲルス選集第一四卷四六一ページ

- 10 『レーニン全集』第三卷一八〇ページ
- 11 同書一九六ページ
- 12 СССР, op.cit., pp234—235
- 13 Darcy Ribeiro, Inaccessible Territory : 68.9% PEL No. 187, 1967 および The Reform that Failed, PEL No. 188 1967
- 14 СССР, op.cit., p239
- 15 ibid., p240
- 16 ibid., p240
- 17 Hilda Gadea, op.cit.
- 18 Э. Литаврина, Колумбия, Москва, 1967 p38
- 19 Carmen Bas, The Greatest Consideration for Latifundist, PEL No. 215, 1967

第四章 ラテン・アメリカの経済発展をめぐる二つの道

レーニンは商品経済と資本主義の発展は、絶対的な不可避性をもって前資本制遺制の始末をつけるといつていることについては先にふれたが、ラテン・アメリカにおいても徐々にではあるが、巨大土地所有はブルジョア的な進化的過程をたどってきた。そしてラテン・アメリカの主要な矛盾は、帝国主義と結びついて、このブルジョアの進化的道をたどっている大地主と土地をもたない農民の間にあることも明らかにされた。この矛盾を解決するには大地主の支柱になっている帝国主義の支配を排除し、大土地所有制度を廃止する民族民主革命以外にありえないことは明らかである。またこの民族民主革命を徹底的に行うための主導権を握るものはラテン・アメリカではプロレタリアート以外にはない。ブルジョアは非常に弱く、この革命を指導する力をもたない。それだけではなくラテン・アメリカでは、前章でみたように地主的ブルジョア化がかなりの程度に進行し、農村プロレタリアも行いうる雇役制度がきわめて多種多様な過渡的形態をもって資本主義と融合している。このような状況の中で大地主階級の力は、他の階級に比して圧倒的であり、よりプロレタリア的性格をもった農民大衆の上にのしかかっているのである。この特殊性は、ラテン・アメリカにおいてはプロレタリアートと農民の同盟にきわめて有利な条件となっている。従ってプロレタリアートの指導の下に行なわれる徹底した民族民主革命の過程は、社会主義革命と切りはなしがたく結びついている。

現在ラテン・アメリカでは、アメリカ帝国主義と、それへの従属の下で地主的ブルジョア化を志向する地主階級、およびプロレタリアートと農民の同盟の下に地主的ブルジョア化の道を阻止し、徹底的な土地改革を中心課題とする

民族民主革命を志向する抑圧された人民との間に激しい対立がおこっている。ラテン・アメリカの経済発展の道は後者以外にないことをより具体的事例によって検討するため「進歩のための同盟」（以下「同盟」）の提起する「土地改革」とキューバ革命の土地改革をとりあげてみたい。

一、「同盟」の「土地改革」

「同盟」の「土地改革」がどのような状況の中で提起されてきたのかを知るために、簡単に「同盟」の歴史と目的をのべ、その中で「土地改革」のしめる位置を明らかにする必要がある。

「同盟」はラテン・アメリカ諸国の人民がキューバ革命の経験を学んで社会変革の過程を進みつつある時に、アメリカに敵対しないような方向にその過程をむけるにはどうしたらよいかというアメリカ帝国主義にとって切実な問題に対する解答であった。^(注1) 植民地主義の「ニールック」つまり新植民地主義の政策であった。

B・ルデンコは「予防革命」としての「同盟」の性格を次のようにいう。

「ラテン・アメリカ諸国におけるこの『ニールック』の必死の追求が、ささいな改良と小規模の『援助』や『自助』を準備する進歩のための同盟をワシントンがいそいでつくりだす基盤であった。同盟はラテン・アメリカにおける社会革命の前進を阻止し、これらの地域諸国における独立した経済的、政治的發展を阻止することを目的としている。^(注2)」

革命の主要な問題は権力である。ラテン・アメリカ諸国において、種々の階級が権力の座についてきたが、これらで植民地支配の支柱として帝国主義が利用してきた階級は一般的にいつて半封建的地主階級であった。しかし民族解放運動の発展を阻止するには解放運動を単に抑圧するだけでなく改良をもとりいれていく必要に帝国主義は余儀なく

されたのである。

新植民地主義としての「同盟」は、ラテン・アメリカの基本産業である農業における半封建的生産関係に改革を加えることによって、地主的ブルジョア化の過程をおしすすめ、半封建的地主階級をブルジョア的地主階級に成長転化させることによって、新植民地主義の新しい支柱を作りだそうとしている。

「同盟」の主要な文書であるプンタ・デル・エステ憲章(注3)(以下「憲章」)にその目的が具体化されている。

「憲章」は一九六一年八月にウルグアイのプンタ・デル・エステで承認され、これをもって同盟は正式に成立した。この「憲章」は「同盟」の諸目的として十二項目をあげているが、まずその前提となるもっとも主要な目的は「一人あたりの所得の実質的且つ確実な増大を達成」することである。そのため経済成長率を一人あたり、年間二・五パーセント以上にたもつことをかかっている。この目的の意味することは後進国の「後進性」を、生産力と生産関係の観点からみないで、両者をきりはなし、生産力のみでみようとするとするものであって、生産力発展を阻害している旧い生産関係、その背後にひかえる帝国主義の支配を隠蔽することである。

このように帝国主義の支配を隠蔽することを大前提として、おこなっている生産力をいかに発展させるかという問題を提起するのである。

「憲章」は農業生産性の確立について次のようにいう。

「農業の生産性と生産を大巾に増大するとともにその貯蔵、輸送および分配業務を改善すること」

そしてこの生産性を確立するために、「憲章」は農業に関する講習会、融資、技術援助をはじめ、農業の調査と機械化、保健と教育、貯蔵と分配、協同組合と農民団体の組織化、共同開発計画などをともなう土地所有制度の改革を

提起する。

このような「農業生産性」の増大は、ラテン・アメリカの農業をますますアメリカ帝国主義の支配下におくことを意味する。つまり資金や技術援助等の増大をはかり、簡単な農業機械等の生産手段、貯蔵手段、輸送手段の輸出や、組立て、生産工場の設備の輸出の増大をねらっている。また新しい農産物の生産による多角化をはかるといふ名目でアメリカ帝国主義の必要とする戦略資源としての農業に全面的に転換させ、その生産物を大量に収奪しようとしている。

以上のような帝国主義の諸目的の追求の中で「土地改革」は提起されている。

「適時、適当なクレジットの補足、技術援助および産品の市場取引と配布を通じて土地が、その土地で働く者にとってその経済的安定性の基礎、その進歩的福祉の基本およびその自由と尊厳の保障となるようにする」ための「全面的な土地改革」を提案し、ラティフンディウムとミニフンディウムを「公正な所有制度」に切りかえることを主張する。しかしこれまでのべてきたことからわかるように、このような「同盟」の「土地改革」は地主的ブルジョア化の擁護とそれを通じたアメリカ帝国主義の市場拡大という二つのすじみちの中で提起されたものである。従ってこの「土地改革」は前資本制遺制をけっして払拭しきれないし、広範な農民大衆のよりいっそうの困窮と苦悩、搾取と抑圧を意味する。

この「憲章」の提起した「土地改革」に一九六一年以来、多くの国々がとりくんできた。六三年まで土地改革法を制定した国はチリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、グアテマラ、ホンデユラス、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルーの十カ国におよんでいる。メキシコ、ボリビア、ベネズエラは六一年以前にすでにそのような法

律を制定していたし、その他の国々でもその準備が六四年段階ですすめられていた。^(注4)

「同盟」はこの「土地改革」で主としてラティフンディオとミニフンディオを公正な所有制度に切りかえる「土地改革」を奨励しているわけであるが、アメリカの独占資本や、国際開発局（AID）などの援助資金を供与されて実施されている「土地改革」とはどのような内容のものであろうか。

米州機構の手で作成した調査報告においてさえ、それらの法律の条項がきわめて複雑でいろいろな例外がもうけられ、用語も不正確で、時には相互に矛盾さえしている場合があり、その適用範囲等々は実際の運用にまかされているような状況にあることをみとめざるをえなかつた。^(注5)

法律は各国においてそれぞれこまかい点で内容に相違はあるが大筋としてはだいたい似たようなものである。

法律の大原則は私有財産制度の保護と育成である。そしてたいていの場合、土地改革局のような実施機関がもうけられ、業務はいっさいそこを通じて行なわれるようになっていく。

「公正な土地制度」をつくりだすためにまず手をつけられるのは国有地である。国家が接収して所有していた土地あるいは個人、会社が所有していた土地の自発的な国家への売却によって生じた国有地である。それらの土地が分配しつくされると、次に放置されている私有地とか第三者によって利用されている土地を国家が買いとりに分配する。買いとりの価格はそれぞれの場合によって交渉できめられるが、たいていの場合五年から十年の分割払いで、年四パーセントの利息がつけられる。一方利用されている土地は若干の条件がつけられるが、ほとんどの場合いっさい手をつけられないことになっている。

国家が所有しあるいは接収した土地を一〇ヘクタールから五〇ヘクタールに分割して分与する。分与

されるものは土地が必要であることを証明しなければならない。分与されたものは一五年から二五年の分割払いで地代を支払うことによって所有権を獲得する。そのうえ分与された土地の利用にも条件がつけられる。分与地をもったものは農地改革局から農業機械や住宅のためのクレジット、技術援助を約束されているが、その規定はたいいていの場合明確ではない。^(注6)

以上のことからこの「土地改革」の原則的基礎は、地主の土地の買いとりであり、地主経営を維持することである。つまり地主的なブルジョアの進歩の線にそった改革であることがわかる。

このような改革にAIDやその他の機関をつうじてアメリカ帝国主義は資金を援助している。例えばチリに対して一九六三年までに米州開発銀行（IDB）から二一〇万ドル、^(注7)メキシコに対してはAIDから二〇〇万ドル、^(注8)パナマに対してはIDBから二九〇万ドル等々の資金が与えられている。興味をそそるのはコロンビアにおいてはフォード財団、ロックフェラー財団、ケロッグ財団等の大独占資本が直接「土地改革」に援助しているということである。^(注10)

先にもみたようにラテン・アメリカではアメリカ帝国主義者自身が、大地主として君臨している事實は、これらの行動と決して矛盾はしない。むしろアメリカ帝国主義者は、ラテン・アメリカ諸国の国家機関を通じて現地の地主の放置している肥沃な土地へ浸透しようとしているのである。そしてそれらの土地の農地への改良を現地の国家にまかせ、その改革にアメリカ帝国主義は資金と技術の両面から援助するのである。こうして今まで放置されていた巨大な土地をアメリカ帝国主義の支配する土地に変えていくのである。これはアメリカ帝国主義の利益の増大と市場の拡大につながる。

さらにこの「土地改革」はミニフンディオの改革も提唱している。零細土地所有者の土地を接收して、一〇から五

○ヘクタールの土地に再編成していくわけであるが、この過程で多くの農民が土地をとりあげられプロレタリアートとして放出される。放出されたプロレタリアートは農業労働者に、あるいは小作人となる。また流民として都市へ集中し、都市周辺に貧民窟をつくりだしていく。彼らは、ますますわるい労働条件の中へ放出されていくのである。このような状況はラテン・アメリカの全労働者の賃金をおし下げる方向に作用すると同時に、より多くの人々を貨幣経済の中へひきずりこむ。ここにおいてもアメリカ帝国主義の支配する市場が拡大される。そして、これまで、よりおくれた前資本制遺制の下におかれていた零細土地所有者を「買い取り」によって形成される農民によっておきかえることによって商品経済が発展させられる。こうしてより多くの農民がブルジョアの進化の過程にひきこまれていく。しかしこの過程は決して農民の生活条件、労働条件の改善をとまなうものではない。これまで以上に帝国主義者と大地主の搾取にくるしめられ、ますます多くの農民が土地をうばわれていくのである。土地問題はこの地主的ブルジョアの方向では決して解決されることはない。そればかりではなく、この「同盟」のかかげる「土地改革」さえ失敗しつつある。それはラテン・アメリカ諸国の大地主がこの改革に難色を示しているからであり、この改革のためには巨額な費用が必要であり、ラテン・アメリカ諸国政府の財政が非常に困難な状況におかれているからである。これらの動向は政権を握る支配階級の危機をかならずみちびきだすであろう。

二、キューバ革命の土地改革

革命前のキューバの土地は、アメリカ帝国主義と大地主が支配していた。経営総数のうち、五〇〇ヘクタール以上の一・四六パーセントにあたる経営が、所有面積の四六・八五パーセントにおよぶ土地をもっていた。一方、二五ヘクタール以下の六九・五六パーセントの経営は、一一・二六パーセントの土地しかもたないという状況であった。(第

第9表 キューバにおける土地所有状況（革命前）

農場の規模別 分 類	農 場 数	全農場数にし める割合(%)	所有面積 ha	全所有面積にし める割合(%)
1 ha~25ha	111,278	69.56	1,021,809	11.26
25ha~500ha	46,344	28.98	3,801,644	41.89
500ha~	2,336	1.46	4,253,633	46.85
計	159,958	100.0	9,077,086	100.0

資料 Carlos Rafael Rodríguez, Four Years of Agrarian Reform. p4,

第10表 キューバの革命前の土地所有権をもたない農民の諸地状況

借地規模(ha)	経 営 数
~26.8	84,916
26.8~67	16,908
計	101,814

資料 Carlos Rafael Rodríguez, op. cit., p5 より作成

九表参照)。経営総数は一五万九九五八であったが、そのうち一〇万一二四経営(約六四・二パーセント)は、六七ヘクタール以下の、土地所有権をもたない農民で、そのうち八万四九一六(八三・三パーセント)は、二六・八ヘクタール以下の経営であった。(注11) (第一〇表参照)

この土地をもたない農民の他に、キューバには砂糖農場などで賃労働者として働く農業労働者が四〇万人以上いた。ロドリゲスは、この労働者は、土地に対する執着をほとんどもたないほど土地から切りはなされていったといっている。(注12) これらの土地をもたない農民と農業労働者は、最もしいたげられた階級で、悲惨な状況の中におかれていた。

キューバ革命は、土地改革によってこの最もしいたげられた階級の状況を根本的に変化させた。

キューバの土地改革は、二つの段階にわけられる。第一段階は、一九五九年五月に開始されたもので、土

地所有の最大限を四〇〇ヘクタールに制限した。また土地をもたない農民には、それまで自ら耕作していたすべての土地の所有をゆるし、小作料の支払いは停止された。そして二六・八ヘクタール以下の土地しか耕作していなかった農民には、二六・八ヘクタールまでの土地を無償で与えた。それ以外の土地は全部国有地とされた。この第一次土地改革は、社会主義的生産関係の確立をめざしたのではなく、農業から帝国主義、とくにアメリカ帝国主義と大土地所有者の支配をとりのぞくことにあった。

しかし、約五〇パーセントの土地が、国有化され、そこに人民農場がつけられたことは、社会主義建設の基礎をつくりだすことになった。キューバ革命は、六七ヘクタール以下の一五万の小農民と人民農場に組織された農業労働者に、根本的な生活条件の改善をもたらし、それらの階級から強力な支持を得、労農同盟が強固に成立した。

農場規模(ha)	経営数	所有面積(ha)
~67	154,703	2,348,150
67~134	6,062	607,532
134~268	3,105	610,320
268~402	1,456	507,551

資料 Carlos Rafael Rodríguez, op. cit., p13

第一次土地改革で残された私的所有地の状況は第一一表のようになっている。この表からもわかるように六七ヘクタール以上の土地所有者はきわめて数的に少い。そのうえ革命後の生産性の向上によって、二六・八ヘクタール以上の土地を、賃労働者を雇うことなしに経営することが、ほとんどできなくなっていた。従って六七ヘクタールをこえる土地をもつ約一万の経営は賃労働者の雇用によって経営を保っていたとみてよい。彼らは革命を支持するかぎり、土地所有権を保障されたが、六〇年一〇月以降(注13)それらの階級はキューバ革命にますます敵対するようになり、反革命勢力の階級的基盤となっていた。

第二段階としておこなわれた一九六三年一〇月の第二次土地改革は、六七ヘクタール以上の土地はすべて国有化し反革命の基盤を完全にほりくずした。こうして七〇パーセントの土地は国有化され、新たに接収した土地にも人民農場がつくられた。

革命政府は人民農場の発展を中心にしながらも、小農民をも積極的に支援している。六七ヘクタール以下の小農民は、全国小農組合（ANAP）に組織された。ANAPは国の援助のもとに小農民へのクレジットの提供、生産のために必要な物資の調達を行ない、小農民をますます革命の側にひきつけた。革命政府はこれらの小農民を、無理に協同組合に組織することはしなかった。それは、すでに多くの土地が国有化され、人民農場がキューバ経済において個人経営農にくらべ、主要な役割をはたしはじめているからであった。また、当時、帝国主義者や反革命分子は、キューバ政府が小農民から全面的に土地をとりあげる布石として、協同組合を考えているという宣伝で、労働者と農民の間に分裂をもちこもうとしていた。そのため革命政府は、人民農場、協同組合方式が、生産方法において個人経営よりも有利なことを、歴史的事実として個人経営農に認識させること、また実践と自主性にまかせつつも、協同組合方式の必要性が現実の問題になった時には、その組織化のために政府は積極的に援助することを方針としてきた。

こうして農民の間では、これまで共同で灌漑作業をしたり、集団でクレジットをうけたり、有利な卸値で肥料や、害虫駆除剤、その他を購入したりする信用サービス組合が大きな成果をあげてきた。

また、ロドリゲスによると、^(注14)ピナル・デル・リオ州のタバコ耕作者は、六一人のグループをつくり、集団で機械を利用している。その他、キューバ全体で八一六のこの種の協同組合があり、五〇万ヘクタールの土地を耕作する五万六〇〇〇人の農民を結集している。さらに、より高次のコルホーズ型の二一五の協同組合も存在している。しかし

そこに結集している農民は、まだ全部で二六〇〇人、三万ヘクタールたらずの土地所有者にすぎない。

キューバ革命は徹底的な土地改革によって経済発展の基礎をきずいたが、アメリカ帝国主義による経済封鎖などの妨害によって、大きな困難に直面している。しかしプロレタリアートの指導と強固な労農同盟によって、キューバは困難な状況の中で、植民地制度の遺物である砂糖モノカルチャーの克服と、経済的独立を獲得するために、大きな前進をとげている。

紙数の関係上、キューバの土地改革の骨格とその意義について、大まかにしかふれることができなかったが、後の機会にさらにくわしい分析をくわえる予定である。

注

第四章

- 1 土生長穂「新植民地主義とロストウ理論」『経済』一九六四年九月秋季号参照
- 2 Alliance for Progress, U. S. Business and Expansion, International Affairs, April 1963 pp56~58
- 3 「憲章」の全文は『ラテン・アメリカ辞典』一九六四年版ラテン・アメリカ協会参照
- 4 OAS, Economic Survey of Latin America, 1962 pp209~235
- 5 *ibid.*
- 6 *ibid.*
- 7 *ibid.*
- 8 *ibid.*
- 9 *ibid.*
- 10 *ibid.*
- 11 ラテン・アメリカでは農業生産が粗放的であるため零細土地所有者の土地所有面積は日本などで考えられるよりもかなり広

いものとなっている。

12 Carlos Rafter Rodríguez, *The Cuban Revolution and the Peasantry*, Ministry of Foreign Affairs, Information Department, Republic of Cuba, 参照

13 この時期にアメリカの企業をはじめ外国会社やキューバ人の会社も含め工業が国有化され、社会主義革命が始まったとみられる。

14 Carlos Rafter Rodríguez, *The Cuban Revolution and the Peasantry*, op. cit., 参照。また、小農民についてのくわしい分析はアンテロ・レガラド「キューバの小農民むけ貸付」『平和と社会主義の諸問題』一九六五年三月号にもみられる。

むすび

以上、この論文では次のことが明らかになった。

ラテン・アメリカでは、大土地所有制度が、資本の原始的蓄積の時代とともに作りだされたという歴史的特徴をもっていたため、大土地所有者が商人資本としての性格を強くもっていた。そしてその後、商人資本は帝国主義への従属を深めることによって、またそのような状況下での商品経済、資本主義の発展によって、ラテン・アメリカでは徐々に地主的ブルジョア化の道が進行した。それはレーニンがいったようにあらゆる前資本制遺制の最大限の維持、生産力のもっとも緩慢な発展、資本主義の発展の渋滞を意味し、広範な農民大衆の、したがってまたプロレタリアートの測りしれないほどはるかにはなはだしい困窮と苦悩、搾取と抑圧を意味した。

この矛盾の解決の道は、社会主義革命に連続的に発展する民族民主革命以外にはない。従って新植民地主義的政策

である「同盟」や、それを高く評価しているロストウ、その他ヌルクセ、ミュルダール等の「後進国開発論」は、何ら後進国の矛盾を解決しうるものではない。

またラテン・アメリカ諸国の前資本制遺制を否定し、民族民主革命を否定し、ただちに社会主義革命を提起するスウィーージーやヒューバーマン等の理論(注1)もあやまりである。

注

1 例えば *Whither Latin America?* Monthly Review Press, New York 1963 参照。